

4月6日(木)～がん検診申し込み開始

日程や申込方法等は広報ふじいでら 4月号と同時配布の「令和5年度 藤井寺市保健事業だより」をご覧ください。
 ※大阪がん循環器病予防センターでは、最大5つのがん検診を同日に受診できます。
 ※大腸がん検診は藤井寺市民病院でも受診できます。

高齢者肺炎球菌予防接種

接種対象者 市に住民登録があり、次のI、IIいずれかに該当する方は、令和5年4月1日から令和6年3月31日まで、市の助成で予防接種を受けられます。
 ※助成は生涯1回限り

I 定期接種

※過去に、肺炎球菌ワクチン(23価肺炎球菌ポリサッカライドワクチン)を接種した方は、定期接種の対象となりません。

65歳	昭和33年4月2日生～昭和34年4月1日生の方
70歳	昭和28年4月2日生～昭和29年4月1日生の方
75歳	昭和23年4月2日生～昭和24年4月1日生の方
80歳	昭和18年4月2日生～昭和19年4月1日生の方
85歳	昭和13年4月2日生～昭和14年4月1日生の方
90歳	昭和8年4月2日生～昭和9年4月1日生の方
95歳	昭和3年4月2日生～昭和4年4月1日生の方
100歳	大正12年4月2日生～大正13年4月1日生の方
60歳から64歳までの方で、身体障害者手帳(心臓、腎臓、呼吸器、免疫不全)1級相当の方	

II 任意接種 70歳以上で定期接種対象外の方

※過去に、肺炎球菌ワクチン(23価肺炎球菌ポリサッカライドワクチン)の助成を受けずに接種した方も対象ですが、5年以内の場合は副反応が強くなる可能性があるため、接種できません。

実施医療機関 「令和5年度 藤井寺市保健事業だより」をご覧ください。※実施医療機関以外で接種した場合、費用は返金できません(長期入院などの場合を除く。接種前にご相談ください。)

自己負担金 4,100円 ※定期接種対象者で生活保護世帯の方は、生活保護受給証明書があれば無料。

申込方法 接種前に健康課にご連絡ください。直接、医療機関を受診しても接種できません。

予防接種による健康被害救済制度

万一、ワクチンによる副反応により、健康被害が生じた場合、法律に基づく救済制度や行政措置災害補償保険の対象となる場合があります。

新型コロナウイルスワクチンの予防接種の情報は、6ページに掲載しています。

子宮頸がんワクチン(9価のHPVワクチン【シルガード】)公費で接種可能に!

子宮頸がんの原因となる、ヒトパピローマウイルス(HPV)の感染を防ぐワクチンのうち、2価と4価のワクチンの他に新たに9価のワクチンが接種できるようになりました。

これまで2価または4価のワクチンを1回または2回接種されている方は、原則として同じワクチンを接種してください。15歳未満の方で9価ワクチンを新しく接種する場合は2回接種になります。詳しくは市ホームページをご覧ください。

みんなで楽しく「いきいき体操」しませんか

要介護状態になることを予防する取り組みなどについて、健康運動指導士が簡単な運動を交えてお話しします。

日時 4月26日(水) 14時～15時30分
 4月27日(木) 10時～11時30分

対象 65歳以上で、医師から運動制限の指示のない方

定員 各12人(定員を超えた場合は、前年度の参加回数が少ない方を優先)

申込方法 4月4日(火)から10日(月)までに電話で

※当日の血圧が180/110mm Hg以上の方や体調の悪い方は、運動を見合わせていただきます。

男性の健康料理教室

自分でおいしいものを作りたいけれど料理はしたことがない、という方から上級者まで、男性を対象に調理の基礎や健康的な献立の立て方を紹介します。

日時 5月16日、6月27日、8月29日、9月19日、10月17日、12月12日、1月30日、2月27日
 すべて火曜日(全8回) いずれも10時～12時30分

定員 12人 ※先着順(初めての参加の方優先)

費用 1回500円

持ち物 筆記用具、エプロン、三角巾、布巾、手拭きタオル

申込方法 4月4日(火)から28日(金)までに電話で



申込・問合せ先 健康課(2階@番窓口) ☎939・1112

※場所の記載が無い場合は、保健センター(小山9-4-33)で実施します。

※「令和5年度 藤井寺市保健事業だより」を令和5年4月号と同時配布しています。また、市ホームページや市役所1階情報交流ひろば「ふらっと」にも設置しています。

※けんこうガイドに記載の講座・検診などはすべて、藤井寺市に住民票のある方が対象です。

赤ちゃんが生まれたら出生連絡票の提出を

「藤井寺市母子健康手帳別冊」に添付の出生連絡票をふじいでら子育て世代包括支援センター(健康課・2階@番窓口)までお持ちいただくか、郵送してください。

母子健康手帳・妊産婦健康診査受診券の交付

ふじいでら子育て世代包括支援センター(健康課・2階@番窓口)で交付しています。妊婦さん自身がお越しください。



ここ☺️アドバイス(助産師相談)

妊娠・出産・授乳などについての相談をお受けします。健康課(2階@番窓口)又は電話で相談できます。来庁での相談は予約があるとスムーズに対応できます(申込方法 オンライン窓口で)

対象 1歳未満のお子さんがある保護者、妊婦



ここ☺️育児・健康相談

保健師・管理栄養士・歯科衛生士などが、相談をお受けします。

・**乳幼児** お子さんの発達や育児、食事(離乳食・偏食・食物アレルギーなど)、歯(むし歯予防など)に関する内容ははじめ、育児全般

・**成人** 生活習慣病などの予防や改善に関すること

○電話相談 ☎939・1112

受付 月～金曜日(祝日を除く) 9時～17時30分

※ほかの方が相談中の場合は、すぐに相談できない場合があります。

○個別相談(予約制)

日程 4月6日・13日・27日 いずれも木曜日

※助産師への相談は毎日できます。

場所 健康課(2階@番窓口)

申込方法 電話又はオンライン窓口で



けんこうガイド

乳幼児健康診査

種類	日時	対象児
4か月児健康診査	4月4日(火) 13:00～14:00	令和4年11月生まれ
1歳6か月児健康診査	4月24日(月) 13:00～14:15	令和3年9月生まれ
2歳6か月児歯科健康診査	4月5日(水) 13:00～14:00	令和2年9月生まれ
3歳6か月児健康診査	4月21日(金) 13:00～14:15	令和元年9月生まれ

※具体的な受付時間は個別通知をご覧ください。

注意事項

- 健康診査の10日前までに案内が届いていない場合や、当日都合の悪い方は必ず健康課まで連絡してください。
- お子さんや同居のご家族が感染症(インフルエンザ、麻疹、風しん、水ぼうそう、おたふくかぜなど)にかかっている場合は、健診を見合わせ、翌月にお越しください。最近感染症にかかった場合は、健康課にあらかじめご相談ください。

※乳児後期健康診査(場所:医療機関)

4か月児健康診査で受診券をお渡ししていますが、お持ちでない方は健康課までお問い合わせください。

400ml献血にご協力を

対象 18歳から69歳までの体重が50kg以上の方(男性は17歳から可能)
 ※65歳以上の方は、60歳から64歳の間に献血経験がある方に限る。

場所	日時
イオン藤井寺 ショッピングセンター 1階ウェルカムひろば	4月20日(木) 10:00～12:00 13:00～16:30

令和5年度 ふじいでら健康チャレンジ ～健康しか勝たん～

健康に関して取り組んだり、健康診査、各種がん検診、イベントなどに参加したりしてポイントを集め、楽しみながら健康づくりを行う事業です。

参加資格 市民であればどなたでも

※詳しくは、「令和5年度 藤井寺市保健事業だより」をご覧ください。リーフレットは市内公共施設にも順次設置します。

①スタート

「ふじいでら健康チャレンジシート」を入手して健康づくりをスタート!

②ためる

各種検(健)診や市のイベントなどに参加してポイントを集める

③交換する

5ポイントがたまったら、チャレンジシートを提出してエントリー完了

景品

電動機付自転車
お米5kg
みずどりはにわたおる
など



藤井寺保健所からのお知らせ

藤井寺保健所(藤井寺1-8-36) ☎955・4181 FAX)939・6479
HIV・梅毒即日検査[梅毒検査のみは不可] 予約不要 [匿名可]第2・3水曜日 9:30～10:30 ※夜間、土・日曜日の検査は、chot CAST(チョットキャスト)で実施。詳しくはお問い合わせください。
こころの健康相談 ㊟ 精神科医、精神保健福祉相談員が相談に応じます (こころの病気、アルコール依存症など)。
医療機関に関する相談 毎週月～金曜日 9:15～12:15、13:00～16:00

藤井寺保健所 生活衛生室 ☎952・6165
水質検査(飲用水・井戸水・遊泳場水・浴槽水) ㊟ ㊞ ※依頼の際はお問い合わせください。
腸内細菌検査(赤痢菌、チフス菌、パラチフスA菌、サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌O157) ㊟ 毎週月～水曜日 9:30～12:00
ぎょう虫卵検査 ㊟ ㊞ 毎週月～木曜日 9:30～12:00

※いずれも土・日曜日、祝日は除く。㊞:要予約 ㊟:有料
 府では「ヘルシーおおさか 21(点字広報)第60号」を作成しました。
 藤井寺保健所などに配架しています。ぜひご利用ください。

4月

若年層の性暴力被害予防月間

巧妙になっている

10～20代への性暴力

4月は進学や就職などで環境が変わり、新しい出会いがたくさんあります。一方、生活環境が変わること、10～20代の若年層が性暴力の被害に遭うリスクが高まります。

性暴力というと、強制的性交レイプ・強姦や痴漢、セクシュアルハラスメントなど多様な被害がありますが、最近の性暴力の手口は巧妙になっており、いろいろな形で被害が発生しています。

・SNSでつながった人から紹介されたアルバイトがアダルトビデオの撮影だった(AV出演強要)
 ・モデル・アイドルの撮影会に誘われて行ってみたら、裸になることを要求された(ドッキリビジネス)
 ・残っていた飲み物を飲んだら、意識がもうろうとし、気が付くと服を脱がされていた(レイプドラッグ被害)

・SNSで知り合った人に言葉巧みに誘導され、自分の裸の写真を送信させられた(SNSを利用した性被害)
 ・飲み会で断れずに飲み続けていたら、身体がだるくなり、気が付くと複数人の人に囲まれていた(酔わせて性的行為を強要)

加害者は若年層の社会経験や知識の少なさにつけ込み、言葉巧みに誘い込みます。また、家などに居場所がなく、他に行くあてもない若年層を狙う加害者もいます。

すべての性暴力において、「被害を受けたのは被害者にも落ち度があるからだ」と考える人がいますが、悪いのは加害者であり、被害者は決して悪くありません。

性暴力は人の尊厳を傷つける決して許されない行為です。これ以上、被害で苦しむ人を生み出さないために、私たち一人ひとりが性暴力に対する正しい知識を持ち、社会全体で性暴力被害防止に取り組むことが求められます。

市ホームページでは相談窓口をまとめて掲載しています▼



問合先 協働人権課人権推進担当(1階④番窓口) ☎939・1059

※新型コロナウイルス感染症の影響で、掲載の内容が変更となる場合があります。その際は、市ホームページなどでお知らせします。